

※ 以下，□がある箇所は，該当する項目の□にレ点を入れてください。

【 □成年被後見人 □被保佐人 □被補助人 （本人）氏名： _____ 】

【本人の誕生月： _____ 月】

後見等事務報告書

（令和 年 月末日現在）

※ 報告月前月の年月を記入するとともに，同月末日現在の状況の報告をお願いします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

成年後見人等 _____ 印

電話番号 _____

（日中に連絡がとれる電話番号を書いてください。）

本人の生活状況について

1 前回報告以降，本人の住所に変化はありましたか。

変わらない。 以下のとおり変わった。

【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】（※ 入院先，入所施設などを含む。）

※ 変わったことが確認できる資料（住民票，入院や施設入所に関する資料など）を本報告書とともに提出してください。

2 前回報告以降，本人の健康状態や生活状況に変化はありましたか。

特にない。 以下のとおり変化があった。

本人の財産状況について

1 前回報告以降，月々の定期収入と定期支出に変化はありましたか。

特に変わらない。

どちらかが変わった。もしくは両方とも変わった。

（「変わった」と答えた場合）変わった時期，費目，理由及び変更前と変更後の月額を以下にお書きください。また，これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

変わった時期	費目	理由	変更前の月額 (円)	変更後の月額 (円)	資料 番号
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

2 前回報告以降、1回につき10万円以上の臨時収入がありましたか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)以下にその内容をお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額(円)	入金口座	資料番号
. .					
. .					
. .					
. .					

3 前回報告以降、1回につき10万円以上の臨時支出がありましたか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)以下にその内容をお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

年月日	費目	理由	金額(円)	資料番号
. .				
. .				
. .				
. .				

4 前回報告以降、本人が得た金銭(定期収入、臨時収入の全てを含む。)は、全額、今回コピーを提出した通帳に入金されていますか。

はい。 いいえ。

(「いいえ」と答えた場合)入金されていないお金はいくらで、現在どのように管理していますか。また、入金されていないのはなぜですか。以下にお書きください。

5 前回報告以降、本人の財産から、本人以外の人(本人の配偶者、親族、後見人自身を含みます。)の利益となるような支出をしたことがありますか。

ない。 ある。

(「ある」と答えた場合)誰のために、いくらを、どのような目的で支出しましたか。以下にお書きください。また、これらが確認できる資料を本報告書とともに提出してください。

6 その他、裁判所に報告しておきたいことがあればお書きください。

7 後見類型の場合は、次頁「市民後見人へのリレーについて(専門職後見人へのお尋ね)」も提出してください。

※ 完成したら、裁判所に提出する前にコピーを取って、大切に保管してください。

※ 記載された内容につき、追加の資料を求めたり、お問い合わせをする場合がありますので、ご協力ください。

【成年被後見人（本人）氏名： 】〈専門職専用書式〉

※ 本ペーパーは、後見類型の場合に限り御提出ください。

市民後見人へのリレーについて（専門職後見人へのお尋ね）

1 以下の項目について、後見人から見て当てはまるものには☑を付してください（すべてに該当する事案は、市民後見人へのリレーを検討できる可能性があります。）。

虐待や権利侵害、親族間の係争がない。

現在の居所（近い将来転居が決まっている場合はその予定地）が大阪府内市民後見人支援活動事業実施市町村である。

本人に自虐や他害の行為がない。

預貯金が1,200万円未満である。

本人と何らかの形でコミュニケーションを図ることができる。

後見事務費（交通費・通信費・事務費）を預貯金から支弁可能である（約月3,000円）。

2 市民後見人受任上の問題・課題について（※1に全てチェックが入った場合のみ検討してください。）

○財産管理の課題

預貯金以外に管理すべき財産がある。

⇒ 市民後見人で対応することが可能である。

不動産の処分、相続、遺産分割や債務整理などの対応を要する。

⇒ 弁護士等に当該事務を委任して対応することが可能である（費用が支弁できる。）。

○身上保護の課題

本人の対応が困難である。

⇒ 本人対応が困難ではあるが、支援者等の協力が得られるため、市民後見人で対応することが可能である。

3 市民後見人受任可能性についての意見

現時点で市民後見人へのリレーについて検討可能であると思われる。

⇒ リレーに関する「意見書」を各会に提出する予定である。

現時点でリレーに関する「意見書」提出の予定はないが、今後、支援者や親族への説明等、関係機関との調整後提出する予定である。

★リレーについて検討可能と判断した場合は、所属の専門職団体に報告し、その後の手続について相談してください。

以下の課題が解決すれば、市民後見人へのリレーを検討することが可能であると思われる。

⇒ 課題の内容（ ）

解決見込時期 （ 年 月頃）

不明

将来的にも市民後見人へのリレーは困難であると思われる。

リレーが困難な理由 ⇒ 上記1の項目に該当しないものがあるため

その他（ ）